

29 西 審 子 第 36 号
平成 29 年 12 月 22 日

西東京市長
丸 山 浩 一 様

西東京市子ども子育て審議会
会 長 森 田 明 美

西東京市公立保育園の在り方について（答申）

平成 29 年 5 月 24 日付 29 西子保第 347 号をもって諮問がありました、西東京市公立保育園の在り方について、審議会及び専門部会において慎重に審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 答申

(1) 公設公営保育園が果たすべき役割

ア 西東京市の直営保育園として、蓄積された人材や市の組織力を有する公的機関としての特性を活かして、質を確保した保育を実施する役割を果たし、在園する子どもと家庭の支援を行う。

イ 児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割を果たし、在園する子どもと家庭を含めた、地域の子ども・子育て家庭の支援を行う。また、「子育て世代包括支援センター」構想にも繋がる役割を果たせるよう調整する。

ウ 保育の質を高める機関としての役割を果たし、地域の保育の質の向上、民営保育施設の支援を行う。多様化する施設の質の確保のため、支援・指導・ネットワークの構築等をあわせて行う。

(2) 公設民営保育園の民設民営化の実施

公設民営保育園 7 園については、国・都からの負担金収入が見込まれる民設民営化（民間移譲）を順次進め、さらなる待機児童対策、保育環境の整備・充実のための財源を確保する。

なお、民設民営化（民間移譲）に当たっては次の 2 点に留意することを希望

する。

ア 子ども・保護者・職員の負担及び不安の軽減に配慮するとともに、現在の保育の質を担保し、市と協力して公益性が高い事業を実施する民間事業者の選定が重要であり、子どもの最善の利益を考慮しながら、選定方法を慎重に検討すべきである。あわせて民間の自由な創意工夫を阻害することがない範囲で、公私連携保育所の導入等についても検討する。

イ 保育園の土地及び施設の財産処分に当たっては、当該土地・建物は市民合意によって形成された財産であることに十分配慮しつつ、民間移譲に際し当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないように、土地・建物の所有状況、建物の状態、事業者の意向等を総合的に検討し判断する。

(3) 公設公営保育園の人材力の活用

ア 公設公営保育園の民営化の検討

公設公営保育園が新たな役割を担っていくためには、各園の職員体制の充実を図らなければならない。しかしながら、定員適正化と財源確保の問題から、現状のまま職員体制の充実を図ることは非常に困難である。職員体制の充実を図るため、公設公営保育園の一部を民設民営化し、それにより余剰人材と財源を確保し、公設公営保育園が果たすべき役割の実現に向けた機能強化について検討する。

イ 基幹型5ブロックの見直しの検討

公設公営保育園が新たな役割を担うに当たっては、現在の基幹型5ブロックでは利用者にとって身近なものとなりやすく、また各園の負担が大きい。公設公営保育園は、地域におけるセーフティネットの一翼を担う機関としての役割を果たす必要があることから、現状の基幹型5ブロックを細分化し、各園が担当する保育施設の適切な数と各園の配置に留意し、ブロック分けの見直しを検討する。また、子育て支援に限らず、西東京市全体で様々な活動主体による網の目の支援を行うために、他の福祉ネットワーク（地域包括ケアシステム等）との連携を図る。